

報告案件一覧表(既存店の変更届出等)

| NO | 届出日 | 店舗の名称 (市町村名) | 小売業者 | 変更事項 | 変更日 | 市町村 意見 | 住民 意見 | 県意見 |
|----|----------|-----------------------------|------------------------------|---|----------|-----------|----------|----------------|
| 1 | 17. 9.13 | 志津ビル (佐倉市) | オーケー (株) ほか (総合店) | 開店・閉店時刻の変更(10時～ 20時→8時～23時)ほか | 17.9.15 | なし | なし | なし 18.3.27 |
| 2 | 17. 9.22 | 齋藤ビル (四街道市) | (株)サンドラッグほ か (総合店) | 駐車場の位置・収容台数の変更 (722台→692台)ほか | 17.10.14 | なし | なし | なし 18.3.27 |
| 3 | 17. 9. 1 | トステムビバ野田店 (野田市) | トステムビバ(株) (住・生活関連品) | 開店・閉店時刻の変更 (午前9時30分～午後8時→ 午前8時～午後9時30分) ほか | 17. 9. 3 | なし | なし | なし 18.3.24 |
| 4 | 17. 8.29 | オーシャンマート126 (匝瑳市〔八日市場市〕) | 株式会社カスミ (食料品) | 閉店時刻の変更 (午後8時→午後9時)ほか | 17. 9. 1 | なし | なし | なし 18. 3.24 |
| 5 | 17. 9. 1 | ビッグハウス旭店 (旭市) | 株式会社タイヨー (食料品) | 開店・閉店時刻の変更 (午前9時～午後9時30分→ 午前8時～翌午前零時)ほか | 17. 9. 2 | なし | なし | なし 18. 3.24 |
| 6 | 17. 9. 7 | トステムビバ五井店 (市原市) | トステムビバ(株) (住・生活関連品ほ か) | 開店・閉店時刻の変更 (午前9時30分～午後8時→ 午前8時～午後9時30分)ほ か | 17. 9. 9 | あり | なし | なし 18. 3.24 |

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：志津ビル
- 2 所在地：佐倉市上志津字房向台1，764番地5
- 3 建物設置者：有限会社志津ビル 代表取締役 志津 文幸
- 4 小売業者名：オーケー(株)ほか（総合店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前10時～午後8時（年間150日 午後9時）
 (変更後) 午前8時～午後11時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前9時45分～午後8時15分（年間150日 午後9時15分）
 (変更後) 午前7時45分～午後11時15分
- 6 変更年月日 平成17年9月15日
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年9月13日
 - (2) 公告縦覧期間 平成17年10月18日～平成18年2月18日
 - (3) 説明会 平成17年10月15日 午後2時～、午後6時～ オーケー志津店事務室
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 佐倉市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成18年3月27日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、旧大店法から営業していた既存店の開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げで夜間に及ぶ変更であるが、発生する騒音の予測評価において、昼間及び夜間の等価騒音レベルはすべて基準値以下である。夜間に発生する騒音ごとの予測評価では一部で基準値を上回るが、保全対象側では満足することから周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく佐倉市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：8,013㎡
- 2 駐車場の収容台数：167台
- 3 駐輪場の収容台数：101台
- 4 荷さばき施設の面積：204㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：56m³
- 6 営業時間
 開店時刻：午前8時
 閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯
 午前7時45分～午後11時15分
- 8 駐車場の出入口の数：2か所
- 9 荷さばき可能時間帯
 午前6時～午後9時

報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称：斎藤ビル
- 2 所在地：四街道市大日字緑ヶ丘429番地5ほか
- 3 建物設置者：斎藤総業株式会社 代表取締役 斎藤 ミツ
- 4 小売業者名：(株)サンドラッグほか（総合店）
- 5 変更しようとする事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 722台
(変更後) 692台
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 6か所
(変更後) 7か所
- 6 変更年月日 平成17年10月14日（軽微変更承認済）
- 7 処理経過：
 - (1) 届出日 平成17年9月22日
 - (2) 公告縦覧期間 平成17年10月7日～平成18年2月7日
 - (3) 説明会 平成17年10月20日 不要承認済
- 8 市町村・住民等の意見
 - (1) 四街道市の意見 なし
 - (2) 住民等の意見 なし
- 9 県の意見 「意見なし」 平成18年3月27日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は、駐車場の位置及び収容台数の減の変更であり、変更後の駐車場は、既存従業員用駐車場からの転用であり、この変更で周辺地域の生活環境に及ぼす影響は少ないものと認められること。
- (2) 大店立地法第8条第1項に基づく四街道市の意見及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<店舗概要>

- 1 店舗面積：10,672㎡
- 2 駐車場の収容台数：692台
- 3 駐輪場の収容台数：228台
- 4 荷さばき施設の面積：738㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：61m³
- 6 営業時間
開店時刻：午前9時
閉店時刻：午後11時
- 7 駐車場利用可能時間帯
午前8時30分～午後11時30分
- 8 駐車場の出入口の数：7か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 トステムビバ野田店
- 2 所在地 野田市柳沢新田字甲子前63番1ほか
- 3 建物設置者 有限会社ホマレ 代表取締役 茂木あつ子 ほか
- 4 小売業者名 トステムビバ株式会社（業種：住・生活関連品の販売）
- 5 変更しようとする事項

(1) 開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時30分～午後8時

(変更後) 午前8時～午後9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時～午後8時30分

(変更後) 午前7時30分～午後10時

6 変更年月日 平成17年9月3日

7 処理経過

(1) 届出日 平成17年9月1日

(2) 公告縦覧期間 平成17年9月26日～平成18年1月26日

(3) 説明会 平成17年11月1日(火)午後6時30分～ 野田中央公民館

8 市町村・住民等の意見

(1) 野田市の意見 なし

(2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成18年3月24日通知

<理由>

(1) 当該変更は、営業時間の変更であるが夜間に及ぶものでなく、この変更による周辺地域の生活環境に及ぼす新たな影響は少ないものと認められること。

(2) 法第8条第1項に基づく野田市の意見がなかったこと及び同条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：5,069㎡
- 2 駐車場の収容台数：222台
- 3 駐輪場の収容台数：24台
- 4 荷さばき施設の面積：105㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：23㎡
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前8時
 - ・ 閉店時刻：午後9時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：午前7時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯：午前8時～午後4時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 オーシャンマート126
- 2 所在地 匝瑳市（八日市場市）飯倉字祖之倉106番地1ほか
- 3 建物設置者 新生信託銀行株式会社 代表取締役 若城康一
- 4 小売業者名 株式会社カスミ（食料品）
- 5 変更しようとする事項

- (1) 小売業を行う者の閉店時刻
 - (変更前) 午後8時
 - (変更後) 午後9時
- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - (変更前) 午前9時30分から午後8時30分
 - (変更後) 午前9時30分から午後9時30分

6 変更年月日 平成17年9月1日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年8月29日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年9月16日～平成18年1月16日
- (3) 説明会開催不要承認 平成17年10月5日

8 市町村・住民等の意見

- (1) 匝瑳市（八日市場市）の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成18年3月24日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出は閉店時刻の繰下げを行うもので、営業時間は夜間（午後10時以降）に及ぶものでなく、1地点で騒音予測値が基準値を上回るものの、国道126号線の環境騒音が高く、周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見がなかったこと。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：10,461㎡
- 2 駐車場の収容台数：842台
- 3 駐輪場の収容台数：277台
- 4 荷さばき施設の面積：89㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：89m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前10時
 - ・ 閉店時刻：午後9時
- 7 駐車場利用可能時間帯：午前9時30分～午後9時30分
- 8 駐車場の出入口の数：4か所
- 9 荷さばき可能時間帯 午前6時～午後10時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 ビッグハウス旭店
- 2 所在地 旭市二字西遊正6017番26ほか
- 3 建物設置者 株式会社タイヨー 代表取締役 森田 穰
- 4 小売業者名 株式会社タイヨー (食料品)
- 5 変更しようとする事項

- (3) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (変更前) 午前9時から午後9時30分
 (変更後) 午前8時から翌午前0時00分
- (4) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 (変更前) 午前8時45分から午後9時45分
 (変更後) 午前7時45分から翌午前0時15分

6 変更年月日 平成17年9月2日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年9月1日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年9月20日～平成18年1月20日
- (3) 説明会開催日 平成17年10月10日

8 市町村・住民等の意見

- (1) 旭市の意見 なし
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成18年3月24日通知

<理由>

- (1) 今回の変更届出、開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げを行うもので、営業時間は夜間（午後10時以降）に及ぶものであるが、騒音予測値は基準値を上回るものの、保全対象では規制基準値を満足し、周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。
 （当該店舗は平成12年開店の既存店で、平成14年に附則第5条第1項の変更届（延刻）が出されています。）
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見がなかったこと。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。

<届出概要>

- 1 店舗面積：1,954㎡
- 2 駐車場の収容台数：248台
- 3 駐輪場の収容台数：60台
- 4 荷さばき施設の面積：188㎡
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：93m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前8時
 - ・ 閉店時刻：翌午後0時
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時45分～翌午前0時15分
- 8 駐車場の出入口の数：7か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前4時～午後7時

第1 報告案件の概要

- 1 大規模小売店舗の名称 トステムビバ五井店
- 2 所在地 市原市五井字新場5782番地ほか
- 3 建物設置者 有限会社 市原中央開発 代表取締役 中島 秀夫
- 4 小売業者名 トステムビバ株式会社 （生活関連用品ほか）
- 5 変更しようとする事項

- (5) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
（変更前）午前9時30分から午後8時
（変更後）午前8時から午後9時30分
- (6) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
（変更前）午前9時から午後8時30分
（変更後）午前7時30分から午後10時

6 変更年月日 平成17年9月9日

7 処理経過

- (1) 届出日 平成17年9月7日
- (2) 公告縦覧期間 平成17年9月27日～平成18年1月27日
- (3) 説明会開催不要承認 平成17年11月4日

8 市町村・住民等の意見

- (1) 市原市の意見
①騒音及び振動等により、周辺住民の生活環境が損なわれないよう配慮すること。
②照明について景観的な配慮を行うこと。
- (2) 住民等の意見 なし

9 県の意見 「意見なし」 平成18年3月24日通知

<理由>

<届出概要>

- 1 店舗面積：4, 114 m²
- 2 駐車場の収容台数：208台
- 3 駐輪場の収容台数：24台
- 4 荷さばき施設の面積：70 m²
- 5 廃棄物等の保管施設の容量：42 m³
- 6 営業時間
 - ・ 開店時刻：午前8時
 - ・ 閉店時刻：午後9時30分
- 7 駐車場利用可能時間帯：
午前7時30分～午後10時
- 8 駐車場の出入口の数：3か所
- 9 荷さばき可能時間帯
午前8時～午後3時

- (1) 今回の変更届出、開店時刻の繰上げ及び閉店時刻の繰下げを行うもので、営業時間は夜間（午後10時以降）に及ぶものではなく、騒音予測値は基準以下であり、店舗周辺地域の生活環境に与える影響はほとんどないと考えられること。
- (2) 法第8条第1項に基づく市の意見に対して、
- ①変更前からご近隣対策として荷さばき作業等の時間制限、静穏については配慮しておりますが、それ以外の騒音、振動等についても周辺生活環境に十分な配慮を致します。
 - ②必要最小限かつ安全確保のための照明としております。
としており、妥当な対応がなされているものと認められること。
- (3) 法第8条第2項に基づく住民等の意見がなかったこと。